

精華町教育委員会議事録

令和3年（第11回）

1 開 会 令和3年11月25日(木) 午後2時30分
閉 会 令和3年11月25日(木) 午後5時10分

2 出席委員 川村教育長 新司委員 高岡委員 松下委員
井上委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長	杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長	田原生涯学習課長
平井学校教育課係長	

5 傍聴者 0名

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第11回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和3年第10回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

11月については、1日に近畿市町村教育委員会研修大会が尼崎で行われ、デジタル機器、特にスマートフォンが子どもの脳の発達にどのように影響するかなど、東北大学の加齢医学研究所、川島隆太所長の講演を聞くことができた。

また12日には、府内市町(組合)教育委員会研修会がオンラインで行われ、文部科学省の初等中等教育制度改革室長と、京都教育大学の古賀教

授に講演いただいた。

更に18日には、全国市町村教育委員会オンライン協議会が行われた。

この間の委員の皆さんの研修会等への積極的な参加について感謝を申し上げます。

11月11日には、山城教科用図書採択地区協議会が教育長のみの参加で開催され、本年の教科書採択のまとめの報告を行った。

また、11月13日には、町内の小学校全5校で運動会が一斉に開催された。2部に分ける、保護者を当該学年だけに絞って入替制にするなどの工夫により、3密を避けながら実施した。

11月19日には、精華台小学校で京都府小学校教育研究会の図画工作科の研究大会が開催された。同校は3年間の研究指定を受けた成果を発揮した素晴らしい授業を公開し、講演会、実践発表なども行われた。

同日19日、精華南中学校の総合的な学習の取組として、オンラインプレゼンテーションが行われた。10年後の精華町を展望し、まちづくりなどをテーマ別にオンラインで発表してもらい、それに対して役場会議室から町長がコメントをする形をとった。なお、この取組のまとめとして、後日町長に対して提言を提出する予定となっている。

11月21日に精華町子ども祭りが開催され、24日には京都府町村会の100周年記念式典が行われた。記念式典には町長と副議長、私の3名が参加した。

(4) 議決事項

議案第17号 令和3年度精華町議会定例会12月会議提出議案に係る意見聴取について（令和3年度精華町一般会計補正予算（第7号））

教 育 部 長 【提案説明】

教育に関する補正予算額は、歳出で1億630万円の増額補正であり、継続費の年割額の補正が1億3,010万円である。また、増額補正の財源として1億630万円の地方債を起債する。

これらの補正は全て防災食育センターの機械設備工事の入札実施のため行うもので、概要としては、11月5日に

開札予定だった機械設備工事の入札が全者辞退により不成立となったため、原因を分析したところ、昨今のコロナ禍の影響による厨房関係設備の高騰で、当初の計画内容では工事費が不足する見込みとなったため、増額するものである。

増額分については、防災食育センター建設事業が3年にわたって実施するものであるため、令和3年度から5年度の3年間に振り分けを行っているが、そのうち令和4年度の年割額が当初予算と比較してマイナスになっているのは、防衛省補助金の受領に当たり、計算上、各年度の補助額を最大とするために変更が必要となったことによるもので、この変更による工事スケジュールへの影響はない。

補正額1億630万円については全額地方債で賄い、現時点の予定では緊急防災減災事業債を充てる予定。

井上委員 この変更により次の入札は成立する見込みなのか。

教育部長 入札制度の性格上、断定したことは言えないが、不成立の原因は分析により推定できたので、成立可能と考えている。

(採決—全員挙手により原案どおり決定)

議案第18号 令和3年度精華町議会定例会12月会議提出議案に係る意見聴取について（令和3年度精華町一般会計補正予算（第8号））

教育部長 【提案説明】

教育に関する補正予算額は、歳出で630万円の増額補正である。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助事業である学校保健特別対策事業費補助金の追加交付が決定したため、感染症対策用消耗品の購入費100万円を追加計

上している。なお、同補助金の補助率は2分の1である。

次に、準要保護児童・生徒就学援助費の事業として、小学校費 280 万円、中学校費 250 万円を追加計上している。

追加計上の内訳として、1つ目は、準要保護の児童生徒に対する学用品費、給食費等の援助について、対象者数の増加等により不足する経費の額となる。なお、要保護の児童生徒の学用品等に対する援助については、別に京都府から支弁されている。

2つ目は、新たに準要保護の児童生徒に対して通信費用の補助を行うための経費の額で、これは、G I G Aスクール構想の一環として、タブレット端末を自宅に持ち帰り、オンライン学習の取組を進めるにあたって必要となるため、実施するものである。

なお、学用品費等と同様に、要保護の児童生徒に対しては、別に国から支弁されている。

財源としては、学校保健特別対策事業費補助金の追加交付 50 万円を除き、財政調整基金繰入金の 3,432 万 3,000 円から 50 万円を、また、振興特別基金繰入金から 226 万 8,000 円を繰り入れる。

井 上 委 員 準要保護の児童生徒へのオンライン学習通信費は、他の自治体でもこのような形で実施されているのか。

学校教育課長 他の自治体すべての情報を調べているわけではないが、具体的に支給を決定されたという話は聞いておらず、精華町の取組は先行的な取組ということになる。

井 上 委 員 就学援助制度の拡充については、基本的には賛成だが、一度決めるとこの先長く支給することになると思うため、他の自治体の動向の見極めも含め、慎重に進めてほしい。

また、今後家庭でタブレットを使わせる機会が増えることになると思うが、先日の近畿市町村教育委員会研修大会

で川島先生が話されていたデジタル機器の脳への影響の件を考えると、家庭でのタブレットの使用頻度が高まることの是非についても、慎重に考えてほしいと思う。

学校教育課長 タブレットの家庭への持ち帰りは2学期から始まっている。ほぼ毎日持ち帰りをしているという学校も一部あるが、その他の学校についてはそこまでの状況ではない。

タブレットの使用頻度についても、画面を凝視し続けるような使い方は健康被害に繋がるので、あまり偏った使用とならないよう学校でも考えてもらい、慎重に進めていきたい。

高岡委員 今はほとんどの家庭でインターネット接続環境が整っていると思われるので、学校からタブレットを持ち帰り使用することになったことで通信費の負担が増えた家庭ももちろん存在するとは思いますが、数としては多くないのではないか。準要保護の児童生徒全員に一律に支給することには、私は少し違和感がある。どのような経緯で決まったことなのだろうか。

学校教育課長 新たに通信費が発生する家庭、しない家庭の両方が存在するだろうとは考えている。しかし、各家庭の通信環境を調査して、実際に負担があるかどうかを厳密に判定し、そこに対してのみ支給することは非常に困難である。また、もともと通信環境はあったが、既存の契約ではデータ通信量の上限に対して足りないので、契約内容を変更されるというような場合も想定される。やはり、学校の取組として家庭での通信環境を使用させてもらうという視点からも、一律支給とさせていただく考えである。

教育部長 本町では、これまで町単独事業として、準要保護の児童生徒に対しても要保護の児童生徒に対する就学援助と同様

の内容で支援を行ってきているが、要保護の児童生徒に対しては既に国で通信費用の補助制度が整備されているため、それに足並みを揃える形にしたいと考えている。

なお、国の今年度支給額は年額 12,000 円だが、来年には少し増額する方向で検討されていると聞いている。

(採決一全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

中学校給食の運営に関する基本的事項について

【概要説明】(教育部長)

令和 5 年度 2 学期から精華町立中学校において開始予定の学校給食について、令和 3 年度から防災食育センター建設事業に着手している。令和 4 年度には給食業務の運営面に関して各種詳細事項を決定していくこととなるため、教育委員会として中学校給食の運営に関する基本的事項について協議をお願いするもの。

提案内容の 1 点目は、中学校給食の実施時期について。令和 2 年 2 月に、行政内部では令和 5 年度の 2 学期に開始する方針を決定し、教育委員会や議会に対してその考えを説明してきたが、改めてこの機会に教育委員会としての方針決定をお願いしたい。

2 点目は運営の方式について。令和元年度に策定したまちづくり実施計画において、防災食育センターの運営体制は、平常時は民間委託方式によることを想定するとされており、令和 2 年 2 月には、行政内部においても民間委託方式による運営を基本とすることを方針決定し、折に触れて教育委員会や議会に対して説明をしてきたが、改めて一部業務の民間委託を行うことと、委託の範囲について、教育委員会として方針決定をお願いしたい。

委託する業務の種類については、食材の検収、調理、配送及び回収、学校の配膳室における配膳、洗浄及び残菜等の処理など、給食調理と配送を中心とした作業部分を委託業務の柱と考えている。検討にあたっては、既に給食センターの民間委託を行っている他市町へのヒアリングを行っている。基本的には他市町と大きく異なる点はないと考えている。

一点、配膳業務については配膳員を委託ではなく直接任用されている市町が複数あったため、理由を聞いたところ、本町とは異なりセンターの運営開始以前から任用している方がいたことが主な理由であったことから、本町では労務管理や人員確保の困難性から民間委託を採用したいと考えている。

3点目は契約関係について。委託業者の決定にあたり、仕様に基づく金額のみで業者を決定する一般競争入札方式ではなく、業務に対する企画を提案してもらい、その提案内容とともに方針、実施体制、実績など金額以外の要素も含めて、総合的に優れている業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用したいと考えている。

4点目は学校給食委員会の拡大による業務の効率化について。現在、本町の小学校給食では、学校、栄養教諭、給食調理員、教育委員会事務局などをメンバーとする学校給食委員会を設け、献立の作成や食材の調達、調理指示などの業務を可能な限り一元化し、効率化を図っている。中学校給食をスタートする上でも、この学校給食委員会に中学校、センターを加えることで、可能な範囲で小学校給食との共通化を図り、業務の効率化を推進したい。

川村教育長　この中学校給食の運営に関する基本的事項（案）は本日決定してしまうということにはせず、本日皆様から頂戴したご意見、ご質問を基に、必要であれば修正を行った上で、12月の第2回総合教育会議で、町長部局に教育委員会としての考え方を伝えた上で、年が明けてから教育委員会で固めていきたいと思う。

それではご意見等いただきたい。

井上委員　業務委託に掛かる費用はどれくらいになりそうか。

学校教育課長　現時点での流動的な数字と捉えていただきたいが、検討作業に協力してもらった他自治体での受託実績のある業者の参考見積額などから、1年間で概ね6,000万円から7,000万円程度と見込んでいる。

新 司 委 員 通常の入札ではなく、公募型プロポーザル方式を採用しようとする理由は。

学校教育課長 公共団体としては、物品を購入したり、工事を発注したりする場合は一般競争入札を行い、広く一般の皆さんから入札公募して最も安価な業者を選定する。しかし、今回は学校給食の調理を中心とした業務の委託であり、安全安心な給食調理、それを確実に行ってもらうことが大前提となるため、単に安価な業者を選定するのではなく、調理業務は確実に安全なものを作り上げる能力を有するのか、しっかり企画提案していただき、提案された企画を比較検討して、総合的な判断の中で業者決定をしていきたい。

新 司 委 員 要求水準を満たす、実績のある業者からの応募はありそうか。

学校教育課長 公募型のため広く募ることにはなるが、検討のため様々な業者から話を聞く中で、近隣の自治体の受託実績があり、本町への業者選定への参加意欲を持たれている印象の業者もある。

川 村 教 育 長 小学校給食との共通化を図ることで業務の効率化を推進するという部分について、もう少しかみ砕いた説明ができるか。

学校教育課長 小学校5校の給食室で調理をしている小学校給食では、各学校の管理職、栄養教諭、学校教育課の事務局、各学校のPTAの代表等による学校給食委員会という組織がある。委員会には、献立作成部会、物資選定部会等、細かく部会が設定されており、小学校給食全体での取扱いを協議、検討してもらっている。

発注の対象とする業者の選定を一括して行ったり、日々

の献立についても栄養教諭を中心に統一を図っている。

給食の会計は各学校で行っているため、発注業務については学校ごとにはなるが、同じ業者から同じ物を仕入れて、作り方、手順も含めて統一した内容、同じ献立で調理し、共通化が図られている。小学校給食については保護者の皆様からも、おいしい給食であると評価をいただいている。

この学校給食委員会の枠組みに中学校給食も加わって、小・中学校の給食委員会として運営することで、物資、仕入れる食材、献立、こういったものをしっかり協議して、できる限り共通化を図り、効率的な運用をしていきたい。

川村教育長 献立については小学校と中学校で事情が異なると思うが、どのような運営を考えているのか。

学校教育課長 山城教育局管内の他市町村にお聞きしたところ、小・中学校で共通の献立を使っているという回答が多かった。中学生は成長過程ということで、量を1.2倍から1.3倍に増やしたり、献立を1品増やして対応したりすることが一般的であるようなので、そういった考え方を基本として、栄養教諭や先生方にも十分意見を聞いた上で、最終的に判断していきたいと考えている。

新司委員 栄養教諭は1名配置される見込みとのことだが、業務内容的に、中学校3校に対して1名で足りるのか。

学校教育課長 現在、栄養教諭3名で小学校給食の運営にあたっているが、府の配置基準に照らせば、本町には2名の配置が基本となるため、もう1名は加配という位置づけになる。今回新たに中学校給食3校分を行うにあたっては、府の基準では1名が配置されると聞いている。

業務については、先ほど申し上げたような学校給食委員会の中で、日々の献立の研究、食育に関する研究活動、各

給食室の衛生管理のチェック等にも従事してもらっている。

中学校給食で配置される1名については、中学校への配置となり、中学校3校分の食育関係や、給食指導を特に担っていただくことを想定している。

給食センターの中での栄養士としての役割については、常勤スタッフとして管理栄養士を本町の職員として1名任用することで考えている。

新 司 委 員 栄養教諭の皆さんには、食生活の習慣や、中学生の体づくりなどで給食が果たす役割の大きさを踏まえて、学校の先生方や養護教諭とも連携し、学校給食をさらに充実させるような活躍を期待したい。

教 育 部 長 現在、防災食育センターの建設にあたり補正予算をお願いしている状況であり、コロナ禍の影響により資材等が入ってこないのではという懸念もあることから、「令和5年度2学期からの実施に問題はないのか」と今まで以上にご心配をお掛けしている。現時点では楽観視できず、非常に厳しい状況であるが、何としても達成できるよう全力で取り組む覚悟である。

松 下 委 員 2点お聞きする。

1点目、コロナ禍で様々な資材の供給に著しい影響が生じており、状況がいつ回復するかも分からない状況だが、教育部長が今言われたように、建設工事の請負業者にも、中学校給食の開始時期は遅らせることができない必達目標である旨を、強く伝えてほしい。

2点目、残菜の処理は委託予定とのことだが、あるセンターでは環境面への配慮から残菜等を堆肥化して住民に無料で配布しているところもあるので、本町においても委託業者の選定にあたっては、環境面でどのような配慮を行う予定かを提案してもらい、選定材料の一つとしてほしい。

教育部長 1点目の工期については、業者が決まり次第、なるべく早急に必要な備品を発注して確保してもらう方向で、工程管理も含めて業者と十分に調整していきたい。

2点目の残菜処理については、非常に重要かつ大切な観点であり、まずは残菜を出さないようにすることが大切だと考えている。現在、小学校給食では残菜が多く出ているという報告は聞いておらず、残菜の処理費用を計上していることもないため、小学校の給食室でどのような工夫がされているかをしっかり聞きながら、これからの時代に即した環境に配慮した処理となるよう、ご意見は十分踏まえて進めていきたい。

松下委員 残菜を出さないようにするという考えについては、そのとおりだと思う。そういう意味でもおいしい給食を提供して、子どもたちが食べ残さないことが一番大切だと思う。

川村教育長 資料に書かれている中間検査とはどの時点でどんな検査をするのか。

学校教育課長 中間検査は、料理の見た目、出来栄等を、それぞれの品ごとに問題ないか検査し、行政、委託業者の双方で確認を行う。

川村教育長 センター建物内に行政の職員を常時配置することを想定しているのか。

学校教育課長 基本的に町の職員として管理栄養士1名の配置を考えているため、その者に検査を任せて行う。

松下委員 その管理栄養士がセンター長になるのか。

学校教育課長 センター長には町の事務職員を充てることで考えている。

事務職員 2 名、管理栄養士 1 名の 3 名をセンター職員として配置することを想定している。

川村教育長 給食費の徴収事務はどのような流れになるのか。また、経理事務や出納事務は誰が行うのか。

学校教育課長 給食費の徴収については小学校と同様の方法とすることで考えている。学校では教材費、諸費等を保護者の口座から引き落して徴収できているので、給食費もそれと合わせて徴収してもらおう。経理事務や出納事務については、各学校にいる事務の職員の方をお願いする予定。

川村教育長 ではセンター配置の町の事務職員はどのような業務を行うのか。

学校教育課長 給食の会計をセンターが集中して受け持つということではなく、センター内で発生する発注関係など、センターの運営上必要な諸々の事務処理は当然発生するため、それらを中心に行うことになると考えている。

松下委員 センターで何か問題が生じた際の、最高責任者は誰になるのか。

学校教育課長 施設管理者として職員を配置する。その職員が管理職になるかはまだ分からないが、組織としては、学校教育課に所属することを想定している。ただし、これらは教育委員会だけで決定できる内容ではないため、これから人事も含めて町長部局と詰めていきたい。

松下委員 センターは一つの大きな組織となるため、一般住民から見ても責任の所在が明確な形とすべきだと思う。近隣の事例も参考にして、しっかり検討してほしい。

川村教育長 現場において、町の職員が委託業者のスタッフに対して、直接監督、指導を行うことはできるのか。他の市町村の状況は把握しているか。

学校教育課長 まだそういった部分までは聞き取りできていないが、委託業者のスタッフの中に、現場の責任者としての職員や、栄養士の資格を持つ職員がおられると聞いているので、監督や指導については、基本的にはそのような立場の職員が行っていると思われる。

町の職員が日々の指導監督を受け持つのではなく、給食委員会が作成した献立や調理の工程について、委託業者の管理責任者に正確に伝えることが役割であり、その責任者が現場のスタッフを指導監督するということが基本と考える。

当然ながら、その責任者に任せっぱなしではなく、町としても適宜確認や検査を行う必要はあるが、その辺りは、引き続き他市町村にヒアリングを行う中で確認していきたい。

教育部長 教育長のご質問は、現場スタッフへの業務指導が労務管理の範疇に入るかどうかということであると思う。労務管理は受注者側で行うべきもので、調理業務に関する指導が労務管理の範疇に入るかどうかは微妙なところである。

行政側の職員が、問題が生じていない通常時と、問題が生じている時とで、それぞれどのような役割を受け持っているのか、そういった部分についても今後他市町村にヒアリングしていきたい。

精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱いについて

【概要説明】（教育部長）

本町では高校生を対象に「精華町奨学金」及び「精華町社会福祉奨学金」制度を設けている。国と京都府による高校生への就学支援金等の制

度が令和2年度に大幅に拡充され、対象が重なる精華町奨学金支給について見直しを進めている。

この間の高等学校授業料無償化の導入、令和2年度の国と京都府による高校生への就学支援金等の制度の大幅な拡充により、高等学校授業料への支援である町の奨学金制度については一定の役割を終え、見直しの必要が高まっていると考えている。

現在、奨学金を交付している対象生徒は16名。要保護、準要保護の就学支援の対象となっている生徒を対象に、精華町奨学金の年3万円と社会福祉奨学金の年1万円を合わせ、高等学校卒業までの3年間で12万円を交付しているこれらの奨学金制度は、昭和41年及び昭和50年に高校生の就学支援のためにと頂戴した寄附金を原資として事業開始した歴史がある。

しかし、先ほど申し上げたとおり、平成22年以降の国及び京都府の段階的な支援制度の拡充により、現在は保護者の収入に応じたものではあるが、国及び京都府からの就学支援は必要十分な水準に達していると判断される状況であり、本奨学金制度の必要性は相対的に低下していると考えられる。

また、本奨学金制度が就学支援の対象生徒全員ではなく一部の生徒のみを対象とする制度であることも、公平性の観点から問題があると考えている。

以上を踏まえて、2点を提案させていただく。

1点目は、この2つの奨学金制度の新規募集の停止について。来年、令和4年度分から新規の募集を停止することとしたい。

2点目は、経過措置について。令和3年度時点において既に奨学金の決定を受けている生徒については、経過措置として、高等学校を卒業するまでの間、これまでどおり奨学金を給付継続することとしたい。

川村教育長　この奨学金の件についても、本日は意見交換、協議に留めて、12月の第2回総合教育会議で、町長部局に教育委員会としての考え方を伝えた上で、年が明けてから教育委員会で固めていきたい。

松 下 委 員 　　他の施策の充実によって本施策の必要性が低下しているという状況であるならば、基本的には賛成である。

川 村 教 育 長 　　現在、交付している対象者はいずれも要保護・準要保護家庭だが、進学先の高等学校の所在地は京都府の高等学校なのか。奈良県になると、京都府あんしん修学支援制度は適用されないため、そういった場合は支援が不十分になることはないか。

学 校 教 育 課 長 　　1名、奈良の私立高等学校に通われている方もいるが、実際の授業料までは確認できていないため、授業料が国の就学支援金のみで完全に賄われているかは分からない。

別に存在する高校生等奨学給付金制度については、生活保護世帯、住民税の非課税世帯のみではあるが、学校の所在地に関わらず支給の対象になるので、こういった制度の組み合わせの中で一定の支援は対応できていると考えている。

川 村 教 育 長 　　募集停止をするという言葉があるが、条例では募集をするというような言葉はない。募集とは一体どのような行為を指すのか。

学 校 教 育 課 長 　　奨学生は教育委員会で選抜、決定をしていただいているが、中学3年生の段階で、町内3中学校の各学校から要保護、準要保護の対象生徒の中から、成績、学校の修学状況や健康状態も考慮しながら、推薦できる者を対象者としてリストアップしてもらっている。そして、推薦者の保護者と調整を行って申請してもらおうという流れとなっている。申請には学校長からの推薦が必要となるため、学校からの推薦を停止することで、申請が出ないようにしている。

川村教育長 要保護・準要保護の生徒のうち、一部の生徒のみを対象としているが、その生徒はどのようにして選ばれているのか。予算の範囲内になるため、人数制限があると思うが、学校長の推薦の仕方を説明してほしい。

学校教育課長 推薦者の選考については、基本的には各学校の生徒数により推薦人数を割り当てて、その範囲で各学校が対象者の中から推薦者を選考する形で選んでもらっている。推薦にあたっては、学校での成績、活動、健康状態も十分考慮した上での決定をお願いしている。

川村教育長 健康状態というのは、健康状態が悪い人ではなく、良い人が対象になるのか。

学校教育課長 基本的には健康状態の良い人である。条例の中の目的に照らしてこうなったと思われる。

川村教育長 健康状態を問題にするのは考え方が古い気がする。現在では、健康状態が優れない人のほうが困難度が高く、学校へ行くのも大変だから支援すべきという考え方の方が、理解を得やすいと思われる。

教育部長 関係例規の制定が昭和41年であり、そこから改正されていないため、こういった判断になっているのかと思う。

学校教育課長 奨学金条例の規定では、精華町内在住、そして操行善良、学業優秀、健康で、高等学校又は同程度の学校に在学する者がその資格を得るとされている。

川村教育長 考え方としては、健康で学力もあるのに、お金がなくて高等学校に行けない子に高等学校へ行ってもらおうという趣旨であったと推測される。しかし、今では高等学校進学率

は100%に迫る状態が何年も続いており、その中には健康のすぐれない子、学力に課題のある子もいて、この趣旨の奨学金の考え方が、今の時代の高等学校進学の実態に合っていないと私は強く感じる。

この募集停止を行えば、2年後には支給対象者がいなくなるが、それとの関連で条例や規則をどのようにしていくのか、事務局としての案を示してほしい。

学校教育課長 町の法規担当等にも現在確認しているところではあるが、基本的には条例廃止という手続になると思う。条例は廃止するが、現在支給している生徒については経過措置として残すというやり方が一般的だと思うが、他のやり方も含めて、もう少し研究していく必要があると思っている。

いずれにしても、来年度から制度を廃止するとして、3月の議会で改正できれば、スケジュール的には十分対応できると考えているので、それまでにしっかりと例規の整理方法については決めていきたい。

高岡委員 毎年1月末日までに奨学金の交付を受けようとする者は様式を提出しなければならないとあるが、それには間に合うのか。来年提出予定の保護者もいると思うが。

学校教育課長 先ほど申し上げたが、実際の事務の流れのスタートが学校の推薦となるので、それにより先に保護者が学校に推薦を求めることはない。今後教育委員会で方針決定がされたら、学校には新規の推薦を止めてもらうため、申請者が発生しないことになる。仮に、条例としては3月の廃止であれば、それまでは規定として有効ではあるが、事務的に新規の申請が出てこない形となるため、特に条例に抵触することにはならないかと思う。

松下委員 仮に、町内在住者が奈良県の高等学校に新たに通うこと

になった場合、高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金を足して、いくら足りないのかを知りたい。不足額が大きければ支援しなければならないと思う。

京都府の私立高等学校の授業料、入学金、施設設備の合計の平均額が、初年度で82万8,000円とされている。その金額と京都府と国の補助を足した合計額との差や、奈良県の私立高等学校で同条件であった場合の合計額の差を教えてください。足りなければ支援を継続したほうがいいし、なければ打ち切りでいいと思うが、どうか。

教育部長 国、府の支援制度で隙間が出る部分については、国、府の制度充実を図るべきものではないかと思う。例えば私学助成、国の就学支援金の増額等、京都府あんしん修学支援制度については、京都府の学校への進学というのが条件のため、その部分の充実を求めていくことが必要であると考えます。本奨学金制度はそのような目的ではスタートしておらず、当初の役割とは違う領域である。

ご質問の金額の差については学校によって大きく異なるので分からない。一件ずつ事例を捕まえない限り差は不明である。

川村教育長 今回の議論から、制度を廃止してしまわずに、要保護・準要保護程度の所得の方に限って、国、府の支援制度との差額を確認し、それを証明することができれば、そこに対しては奨学金を支給できる余地を残すという運用の仕方が考えられないかと思った。ただし、支給時期はどうしても遅れてしまうことにはなるが。

松下委員 非常に厳しい状況にあるご家庭もあると思うので、そういった方への支援については検討する必要があると私は思う。

井上委員 この制度は寄附金から始まったと聞いたが、今は町の一般財源で賄っているのか。

教育部長 寄附金を頂いた当初は、社会福祉奨学基金を造成して、基金の利息で運用する形を予定していたが、その後の低金利によって原資を取り崩さないといけなくなり、現在では毎年必要なお金を一般財源から基金に入れてやり繰りしている。

井上委員 差額に関する議論があったが、基金が底を尽き、税金を使っている状況になっているのであれば、それだけで十分廃止の理由になるのではと私は思う。

高岡委員 自分の子どもが私学に通っていることもあり、経済的に困難な事情を抱えている保護者からすると、こういった制度はとてもありがたいものだとは思う。

川村教育長 私は、本当に必要なところが選ばれ、そこへ支給されているのかが疑問であり、人数が非常に少ないため、逆に不公平なことをやっていないかと不安を感じている。

高岡委員 決定年度によって人数にもばらつきがあり、本当に支援が必要な人に支給されているのだろうか、少しひっかかる部分がある。

学校教育課長 人数のばらつきについては、3年間通って卒業されている子ばかりではないのが実態としてあり、途中で退学されるとその時点で打ち切りになり、奨学金の枠が1名増える。そういったことを繰り返すうちに年度ごとの差が大きくなっていったと聞いている。

教育部長 たまたま枠の広い年度、狭い年度がある時点で、既に不

公平な制度になってしまっている。昭和41年からずっと形を変えずに制度運用されていたため、このまま同じ形で運用していくのは難しいと思う。平成2年から奨学金の額は4万円には上がっているが、この4万円で国、府の支援の隙間が埋まっている状況ではなく、ではその額を上げられるかと言うと、町単独で税金を投入するのが市町村の役割かと言うと、そうではない。この古くなった制度を整理したいという思いである。

松下委員 そのとおりだと思う。ただ、廃止のタイミングとしてはどうなのか。国や府の制度改正に併せて、近隣の市町村も一斉に見直しをするといった状況であれば違和感はないのだが。

教育部長 国が制度を大幅拡充したのが令和2年度であり、私学も含め実質無償化になったので、制度拡充の翌年である今年が、見直しのタイミングであると考えている。

井上委員 これは税金から補填して行う制度ではないと思う。

川村教育長 篤志家の寄附に基づいて、よく頑張る子どもで学校に行くお金がない家庭をバックアップしてほしいという趣旨でスタートした制度ではあるが、予算的にも、公平性の点でも疑問に思うこともあり、府の支援が充実した中で、精華町がいつまでもそのような中途半端なことを続けていて良いのかと思う。

学校教育課長 これまで奨学金の対象者の決定は学校からの推薦で行ってきたが、実際に保護者の所得の状況や困難度を調査された上で推薦が行われている訳ではなかった。本当に困難な家庭を見逃してこなかったかという疑問がある。国、府の制度拡充によって、実際に授業料の負担が一切なくなって

いる家庭もあると聞いているが、一方で、松下委員がおっしゃったように、他府県の私学に行く場合については国、府の制度だけでは賄いきれない場合もあるとは思う。しかし、その違いを考慮して支給、推薦されている制度ではないので、やはり見直すべき時期に来ていることは間違いないと思っている。

令和2年度の高等学校授業料実質無償化として制度拡充が行われたこのタイミングで、高校生に対する支援という部分については、国、府のほうに担ってもらうこととし、我々としては学校設置者として小・中学校に対する責任をしっかりと果たしていきたいという考えから、今回、提案させていただいた。

川村教育長 この件については引き続き、協議を継続していきたいと思う。また、今日の議論の概要については、総合教育会議で町長にもお伝えしていく。

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 令和4年度教育部の予算要求の概要について

予算編成に当たり、10月14日に、令和4年度の予算編成方針が示されたが、本町の財政状況は極めて厳しい財政状況にある。1年当たり約1億円の歳入欠陥を起し、年度当初の予算編成において、平均毎年5億円程度の財源不足が生じている状況。その不足する財源を財政調整基金の取り崩しに依存しており、その基金の残高が枯渇の危機に瀕している。

このような厳しい財政状況ではあるが、教育部として必要不可欠な事業を厳選した中で、事業実施に必要な予算を要求した。ここ3年間の教育部の予算規模としては、令和2年度で13億7,350万円、令和3年度は17億5,500万円であった。今回予算要求している令和4年度は約21億

8,000万円となり、この3年間予算規模が大きくなっている。

令和4年度の予算は現在財務部局で査定が進められており、来年1月4日からは杉浦町長が直接査定に入られ、1月中旬ごろ予算案が決定される見通しである。本日も説明する内容は、あくまでも教育部として予算要求した内容であり、これが必ず予算化されるということではない。実際には最終的に予算配当された範囲内で、工夫しながら事業を実施するという点をご了承いただきたい。

予算要求について、ポイントを絞って説明させていただく。

まず学校教育課の予算要求であるが、国のGIGAスクール構想によって配備したタブレットを活用した学習活動を更に進めていくため、現場の教職員を支援するための予算として、事務局一般事務経費の中で、ICT支援員や情報教育アドバイザーの委託費用と、適切な端末管理のための業務委託などを計上している。

また、学級支援員の配置については、財政状況は非常に厳しいが、支援が必要な子どもたちのために、支援を充実させるべく、大幅な増額要求をしている。

小学校管理運営事業では、本年度の精北小学校と山田荘小学校のトイレの洋式化、乾式化（ドライ化）工事を令和2年度から繰越予算で実施していることが原因で、大きく増額しているように見えるが、実際には令和3年度においてもトイレの洋式化は実施している。次の計画として、東光小学校の洋式化改修の設計業務を新規で要求している。

また、長年更新できていない校務用パソコンのリース契約による更新や、学校図書室の蔵書管理システムの導入も計画しており、施設関係では、精北小学校南校舎の雨漏りの改修、山田荘小学校の校門そばの高木の伐採、東光小学校の屋外遊具の撤去などの経費も計上。

同様に中学校管理運営事業でも、小学校と同様に、今後

精華南中学校のトイレ改修を予定しているため、その設計業務委託の費用を、また精華西中学校では野球のボールが校外に飛び、隣接する会社の従業員の車を直撃するという事故が続いていることから、バックネットの改修を行うことも要求している。

防災食育センター建設事業については、現在、業者選定の最中であるが、建設にかかる総事業費約10億円に併せて、精華南中学校、精華西中学校に配膳室、南中学校での給食運搬用リフトの新設経費の予算、給食配送車3台の予算も計上している。

以上が学校教育課の予算要求の概要で、総額17億7,609万9,000円で、前年度予算と比較すると、学校教育課だけで約4億3,000万円増加している。

次に、生涯学習課の予算要求であるが、今年度も事業の多くがコロナ禍で中止を余儀なくされている。来年こそは通常どおり事業が実施できるようにと強い気持ちを込めた予算要求となっている。

図書館長寿命化・利活用検討事業については、図書館は庁舎と同時に建設され、老朽化、不具合が目立つ。来館者に気持ちよく利用いただけるよう、閲覧用の椅子の表層張り替え、視聴覚装置の改修、ガラスに遮熱フィルム貼付け、網戸の設置、外部のウッドデッキの改修などの予算を要求している。

体育施設等運営事業では、今年度に設計業務を実施した、むくのきセンター体育館の天井の耐震化、照明LED化改修工事が、昨今の資材・人件費の高騰により想定以上に概算事業費が膨らんでおり、現場管理業務を含めて約2億円弱という多額の予算計上となった。

打越台グラウンド、むくのきセンター、池谷公園テニスコートなどの施設の老朽化については、新規で修繕、改修しなければならない案件が多い。

加えて、むくのきセンターの施設管理用のカメラについ

ては老朽化が進む中で、全面的な改修を進め、併せて設置場所の再検討も行う。

以上が生涯学習課の予算要求の概要で、総額 4 億 369 万 3,000 円で、前年度予算との比較で約 2 億 1,300 万円の増額となっている。

井上委員 予算要求の件だが、先日の学校訪問の際、2校の小学校の教員の欠員が埋まってないことが非常に気になった。管理職は本当に苦しいと思う。私も経験があるが、急遽、病休、退職が年度中にあっても、なかなか補充されず、年度途中の講師も本当は見つからない。もともと少ない人数でやりくりしている中で更に欠員が出るのは大変。

出産を控えた教員が、次の教員が見つかっていないため、この状況を心配して当然の権利である産休に入れたい、入るのに気を遣うといった、大変な状況になっている。

教員の配置は京都府の責任であり、町がそのカバーをするというのも少しおかしいのだが、例えば非常勤講師を確保する費用を町単費で予算化して、欠員が生じるなどの非常時にはそれで対応するといった方法がとれないだろうか。

川村教育長 実態からすると、私もそのような思いを抱くが、これを予算的に突破していくとなると非常にハードルが高いのが現実である。しかし、貴重なご意見として伺っておく。

教育部長 悩ましいのは、予算的な厳しさ以上に、仮に町単費で予算を確保しても、いざ必要な時に、町側で人員を探し出せるかが分からないところ。

学校教育課長 現状でも、府で雇入れている非常勤の分に、町単費で一部上乗せ分を予算化しており、時間数の部分では一定措置はされている状況だが、やはり講師の先生を見つけるのが難しい。

井上委員 年度途中ではなく4月スタートであれば、ある程度は人の確保も何とかなると思う。一つの意見として頭の隅に置いておいてもらえたらと思う。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

10月の問題事象はなし。

不登校は9名。

(2) 中学校

10月の問題事象は1件。

不登校は41名。

問題事象については、修学旅行先で、携帯電話の持込みがあり指導した。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

小学校、中学校ともなし。

総括指導主事 3 長期欠席について

中学校の長期欠席が9月の34名に対して10月は41名と7名増加。ほとんどが3、4日の欠席ではあるが、気になるのは、全欠の生徒が4名増えていること。月に数回来れていた生徒が10月から登校できなくなった状況があった。家庭と連絡を取りながら、各校とも引き続き指導、見守りをしている。

総括指導主事 4 運動会、修学旅行等、学校行事について

今月、各小・中学校で予定していた修学旅行、林間学習の代替行事が終了する。精華西中学校については3月に実施予定。運動会・体育大会については先ほど教育長から報告いただいたとおり。小・中学校とも体育大会、修学旅行は例年に比べ規模縮小版ではあったが、先生方の、子ども達に何とか楽しい思い出をつくってあげたいという熱い思

いで、各行事とも工夫しながら取組がされたと思う。

学校教育課長 1 教育委員会の評価報告について

地教行法第26条の規定に基づき、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価をし、その結果を報告書としてまとめた。

まず、令和2年度の教育委員会、総合教育会議などの会議の開催状況や審議した内容を掲載している。特に今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止、縮小などの影響を受けた会議等について別でとりまとめた。また、後援事業の状況も掲載している。

次に、全体評価ということで、第5次総合計画の6つの施策の体系に基づき、教育委員会の事業についてまとめているが、今回は、6つの柱とは別に、その他として、異例の事態として実施した書面表決に関しても触れさせてもらった。

以上が令和2年度における施策評価に基づく教育委員会の自己評価となるが、これらの自己評価を含め、教育に関する学識経験を有する2名の方に、第三者の視点から施策の柱ごとの評価をいただくとともに、教育委員会の運営全般などについても評価いただいた。

今回第三者評価を依頼した2名の方は、まず、現同志社大学の教授で元山城教育局長、元中学校長の沖田悟傳氏。沖田氏については、昨年度に引き続き2回目の評価をいただいた。そして、現京都文教大学教授で元小学校長の橋本京子氏。橋本氏には今回はじめて評価をお願いした。なお、この評価報告書は議会定例会12月会議において報告をさせていただく予定である。

学校教育課長 2 町立小中学校トイレの洋式化・乾式化改修事業計画の一部変更について

学校施設長寿命化計画に基づき、改修済みの川西小学校

と精華中学校を除く6校について、小・中学校のトイレの洋式化・乾式化を行うこととし、1年で2つの学校の工事に取りかかり、それぞれの工事を2年間かけて改修するというご説明をさせていただいてきたが、今年度、山田荘小学校と精北小学校、この2校の工事1年目がスタートし完了している。このうちの山田荘小学校について、来年度で完了予定だったが、学校現場の意見も確認をした上で、工事の期間を1年延長し、合計3年かけて施工する形に変更することとしたので、報告させていただく。

この変更の理由としては、来年度予定をしていた校舎2棟分と体育館3か所のトイレの施工について、夏休みの期間を最大限活用して工事を行っても、2学期と工事期間が大きく重なり、施工範囲も広いことから、学校活動上、影響が大きく出る可能性があり、児童の危険リスクも高く、また、子ども用の仮設トイレの設置も必要になることから、1年延長させていただいた。

当初の完成予定から1年間遅れることになるが、学校活動への影響や危険リスクは低減し、低学年の児童にとって抵抗があるとの意見がある仮設トイレが不要となることから、コスト面でも節減ができる。

令和8年度には全ての小・中学校のトイレの洋式化、ドライ化が完了予定。

生涯学習課長 1 第18回精華町子ども祭りについて

11月21日にけいはんなプラザのメインホールで第18回精華町子ども祭りを開催した。例年、実行委員会を組織して開催しているが、去年は中止となり、今年もせいか祭りと合わせて規模縮小での開催となったため、教育委員会事務局主体で実施した。子どもたちの体験交流型イベントコーナーは、感染予防対策のため開催を中止。

内容については、メインホールで子どもたちのステージ発表をメインに、6団体に演奏等をしていただいた。想定

以上のたくさんの方にご来場いただき、関係者も含め2,250人の方に参加いただいた。

生涯学習課長 2 精華町成人式の開催予定について

来年1月10日の月曜日、成人の日に、午後1時半スタートでの開催を予定。場所はけいはんなプラザのメインホールで、昨年度と同様に規模縮小して開催する。式典は約30分間で、成人式の実行委員会には新成人12名から参加を表明してもらっている。

保護者や来賓等の関係者の入場制限は行う予定。

今年の対象者数は約470人で、例年75%前後の出席率となっている。

(7) 後援関係

10月から11月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数8件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が8件で、内訳は社会教育係が8件、社会体育係と図書係は0件である。

(8) 12月の行事予定

予定表には記載できていないが、12月中に今年度第2回目の総合教育会議の開催を予定している。

(9) 閉会

教育長が第11回教育委員会の閉会を宣言。